使用水量・料金のお知らせ						
					様	
年 月分 使月	用期間	/	~	/		
水	道	水	道以外(井戸:		量	
今回指針		m ³			m³	
(-)前回指針 (+)旧メーター水量		m ³			m ³	
水量合計		m ³			m ³	
水道料金		m³			円	
消費税 % (うち消 下水道使用料	費税相当額	m ³			円)	
	費税相当額				円)	
合 計 金 額		0			円	
	(消費和	说相当	額を含	みます	す。)	
◎口座契約の方は 月						
◎このお知らせで料金を徴収することはなく、また料金を払い込むこともできません。						
お客様番号	上水メ	ーター	番号		径	
	下水メ	-9-	番号			
検 針 日	検	針 員				
年 月 日						
登録番号	登 鍄	補	助	番	号	
通信欄						
口座振替済みのお知らせ						
振替日年月日						
年 月分使月	用期间	/	~	/		
水道料金 消費税 % (うち消	毒	m ³			円円	
消費税 % (うち消費税相当額 円) 下水道使用料 m³ 円						
消費税 % (うち消費税相当額 円)						
合計金額 円						
指定口座より、上記金額を領収いたしました。						
つくば市水道事業企業出納員 ©上記の金額には消費税相当額が含まれております。						

◎お願い

使用の開始、廃止、使用者の転居等による異動、用途の変更についでは、必ず4、5日前までにつくば市水道お客様センターへご連絡ください。また、給水装置の所有権移転については、移転後速やかに給水装置所有権取得届を、上下水道業務課給水係に提出してください。

◎漏水にご注意

★配管が古くなったり、凍結などにより地中や床下で漏水することがあります。自宅の蛇口を全部しめて、水道メーターのパイロットが回っている場合は漏水している可能性があります。 ★漏水等を発見した場合は、つくば市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

■水道料金(2ヶ月当たり) 消費税込み(10%)

the second secon							
基本料金			従量料金(1 m³当たり)				
口径mm	金額(円)		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	20	2,640	21m³から				
20	m ³	3,300	40m3まで				1
25	まで	5,500	154円	41m³から	81m³から	201 m ³	1,001 m ³
30		7,150	1m³から	80m ³	200 m ³	から	以上
40	1	5,400	40m³まで	まで	まで	1,000m³ まで	以上
50	3	3,000	154円	198円	242円	286円	330円

これ以上の口径は右記QRコードを参照



◎下水道使用料(2ヶ月当たり)消費稅込み(10%)

次の表により第	定した基本料金と従量料金と	の合計額になります。	
基本料金	従量料金(排除汚水量1m³につき)		
金額	汚水量	金額	
基本料金 550円	1m³~40m³以下	143円	
	40m³を超え200m³以下	154円	
	200m³を超えるもの	165円	

1この下水道使用料金賦課処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内で

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対す

2上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2)処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

つくば市水道お客様センター (受託者 R5 新両電システムズ)TEL 029-851-2811

> 発行事業者:つくば市水道事業 登録番号:T6-8000-2000-0380

- こちらに登録番号が記載されます